

2021年4月9日

## 原子力災害時における原子力事業者間協力協定の見直しに伴う防災業務計画の取扱いについて

### 1. 今回のご説明概要

原子力災害時における原子力事業者間協力協定の見直し(参考資料)に伴う防災業務計画の取扱いについて、電力間での統一見解として以下のとおり取り纏めましたので、ご説明させていただきます。

### 2. 原子力事業者防災業務計画への記載について

原子力事業者防災業務計画においては、他の原子力事業者で発災した場合の協力要員の派遣について記載しているが、各社とも派遣する原子力防災要員の人数を記載している。

一方、今回の原子力事業者間協力協定の見直しにより増員する要員については、原子力防災要員以外の要員が含まれることから、電力間での統一の見解として防災業務計画への記載は不要と考える。

しかしながら、地元自治体との関係により記載が必要になる社が出てくる可能性があるため、こうした場合については、個別に相談にさせていただきます。

この場合、軽微な変更ではないため、修正協議案件として対応させていただきます。また、修正時期については、原子力事業者防災業務計画の記載の有無に係わらず、協定に従い、協力は実行されることから、定期修正でよいと考える。

### (参考)原子力災害対策特別措置法(抜粋)

(他の原子力事業所への協力)

第十四条 原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、**原子力防災要員の派遣**、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

以上

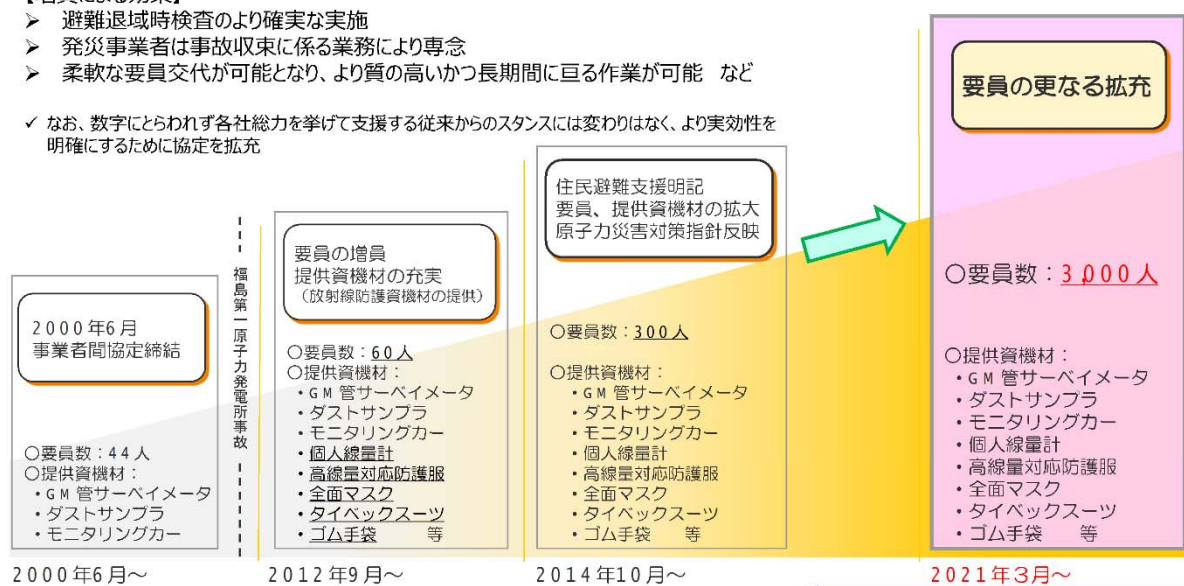
中央連絡会議 資料より

## 原子力事業者間協力協定（12社間協定） 至近の取り組み

- ✓ 2000年締結以降、これまで2度にわたり要員の派遣や提供する資機材の協力内容を拡充。
- ✓ 更には2021年3月に協力内容を見直し、派遣要員数を300人から3,000人に拡充。
- ✓ 避難退域時検査に要する要員の更なる充実化など、これまで以上に住民避難を円滑に実行できる支援体制を構築。

### 【増員による効果】

- 避難退域時検査のより確実な実施
  - 発災事業者は事故収束に係る業務により専念
  - 柔軟な要員交代が可能となり、より質の高いかつ長期間に亘る作業が可能 など
- ✓ なお、数字にとらわれず各社総力を挙げて支援する従来からのスタンスには変わりはなく、より実効性を明確にするために協定を拡充



### 【今回の協力見直し内容】

- 避難退域時検査要員として2,700人を追加  
(従来の300人に加え、総数を3,000人に拡充)
- 追加する避難退域時検査要員2,700人は、被ばく線量限度を1mSvとして活動
- 締結日：2021年3月2日